

鹿屋市教育振興基本計画策定方針（案）

目次

| | | |
|---|------------|-----|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画策定の視点 | 1 |
| 3 | 計画期間 | 1 |
| 4 | 計画の位置付け | 2 |
| 5 | 計画の策定体制 | 2～4 |
| 6 | 計画策定スケジュール | 5 |

令和元年6月12日
鹿屋市教育委員会

1 計画策定の趣旨

鹿屋市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画を参酌し、鹿屋市総合基本計画を踏まえた上で、平成21年12月に「鹿屋市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定した。

第1期計画では、10年後を見据えた教育の姿として、「21世紀を生きぬく子どもたちに生きる力をはぐくむ」を基本理念に掲げ、①知・徳・体を調和的にはぐくむ教育の創造、②創造性と豊かな心をはぐくむ人づくりの育成を目指して、5年間に取り組む施策を総合的・体系的に示し、取組を進めてきた。

また、平成27年度には、国の動向や現在の子どもたちを取り巻く諸情勢、また第1期計画における取組の成果と課題を踏まえながら、中期的展望に立って引き続き本市の実情に応じた教育行政を推進するため、第2期計画を策定し、総合的かつ計画的に施策に取り組んでいるところである。

平成30年6月に国は第3期教育振興基本計画を閣議決定し、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとの考え方の下、国の第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示した。

本市においても社会情勢の変化に対応するとともに、国の第3期計画の内容を参酌し、これまでの計画の各施策の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえながら、令和2年度から令和6年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「鹿屋市第3期教育振興基本計画」を策定する。

2 計画策定の視点

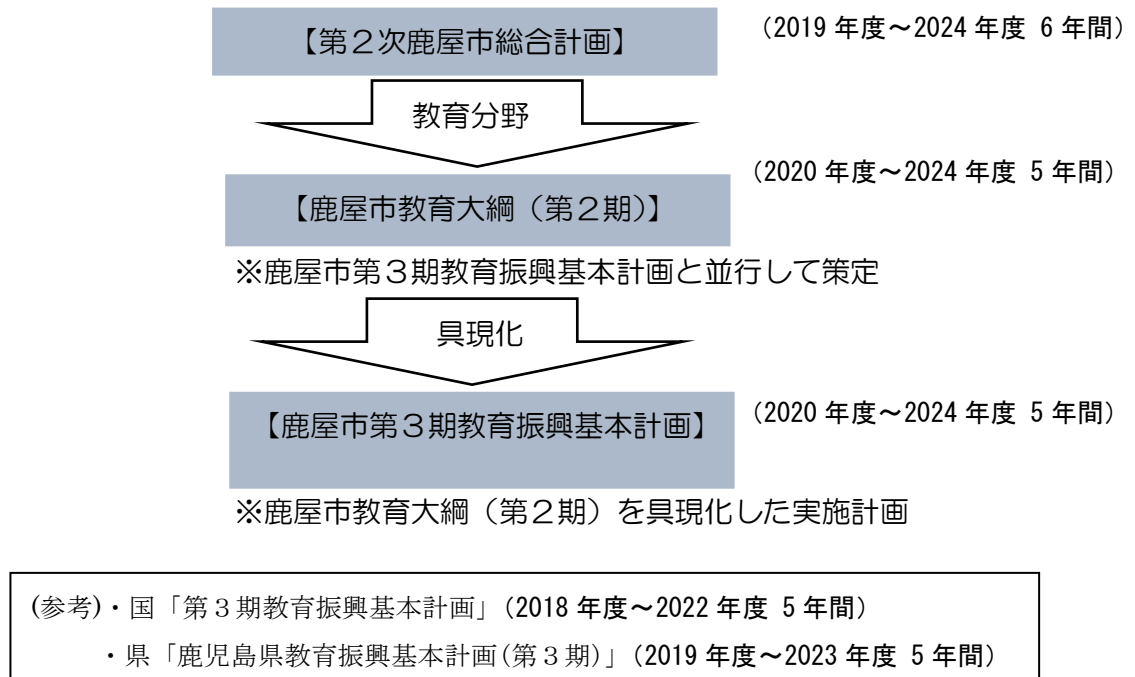
- (1) 国、県の「教育振興計画」を参酌すること。
- (2) 「第2次鹿屋市総合計画」の基本的フレームを踏襲すること。
- (3) 時代背景、子どもたちを取り巻く諸情勢・課題を踏まえること。
- (4) 前期計画による取組の成果と課題を踏まえること。
- (5) 市民の意見を計画に反映させること。

3 計画期間

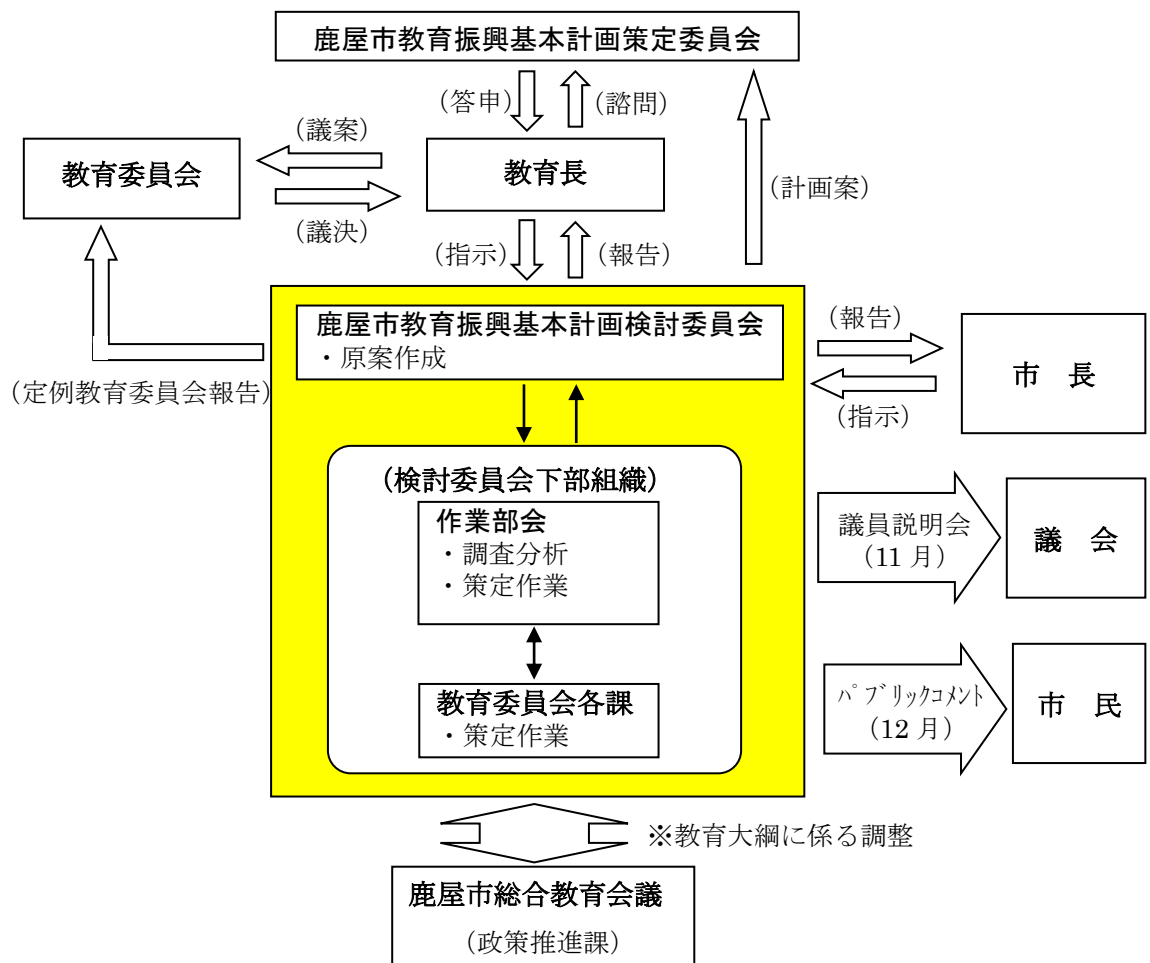
令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

4 計画の位置付け

第2次鹿屋市総合計画（2019～2024）を踏まえて見直しを行う鹿屋市第2期教育大綱に基づき、大綱を具現化する実施計画として策定する。



5 計画の策定体制



※ 鹿屋市教育振興基本計画策定委員会及び検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(1) 計画策定体制

① 鹿屋市教育振興基本計画策定委員会

「鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱」を制定し、教育長の諮問機関として設置する。

○ 策定委員会委員案 (調整中)

| No. | 委員名 | 所属等 | 備考 |
|-----|--------|----------------|-------------------|
| 1 | 高谷 哲也 | 鹿児島大学准教授 | 学識経験者 |
| 2 | 吉重 美紀 | 鹿屋体育大学教授 | I C T、英語教育関係 |
| 3 | 上高原 貴子 | 鹿屋市PTA連絡協議会 | 学校・家庭教育関係 |
| 4 | 濱田 徹 | 公益社団法人鹿屋青年会議所 | 公益社団法人鹿屋青年会議所 理事長 |
| 5 | 宮下 恵子 | 鹿屋市子ども会育成連絡協議会 | 社会教育関係者 |
| 6 | 江藤 秀樹 | 串良がんばる会 | 串良がんばる会会長 |
| 7 | 橋口 浩二郎 | 大隅地区公立学校校長会 | 学校教育関係者 (鹿屋高校校長) |

※ 委員は8人以内で構成する。

○オブザーバー案

| No. | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|-----|-------|---------------|---------|
| 1 | 橋口 昭夫 | 鹿屋市校長会(鹿屋中校長) | 義務教育関係者 |
| 2 | 坂野 博志 | 政策推進課 | 市長公室長 |
| 3 | 中山 義和 | 教育事務所 | 指導課長 |

② 鹿屋市教育振興基本計画検討委員会

教育次長を委員長とし、関係課の課長で組織する。作業部会の調査、分析結果に基づき鹿屋市第3期教育振興基本計画の原案作成を行う。

③ 作業部会

教育総務課長補佐を部会長とし、関係課の課長補佐で組織する。検討委員会の指示に基づき鹿屋市第3期教育振興基本計画の原案作成のための調査、分析を行う。

④ 事務局

教育総務課管理係に事務局を置き、各会の庶務を行う。

(2) 教育委員会

① 令和2年3月定例会に計画案を提案し議決を受ける。

※ 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条において、「教育行政の運営に関する基本方針を定めること。」は教育委員会の議決事項とされていること

② 計画策定の方針及び進捗状況を適宜に定例教育委員会において報告する。

(3) 市議会

11月下旬（12月議会）において議員説明会等で説明を行う。

(4) パブリックコメント

鹿屋市第3期教育振興基本計画原案に対し市民の意見を広く求め、計画に反映させるためパブリックコメントを実施する。（令和元年12月下旬から1か月間実施予定）

(5) 鹿屋市教育大綱との調整

鹿屋市総合教育会議において策定する鹿屋市教育大綱（第2期）と並行して策定作業を行うことから、政策推進課と協議、調整しながら進める。

6 策定スケジュール(案)

| 月 | 庁内組織 | 策定委員会 | 教育委員会 | その他 |
|----|---|---|-------------------------|-------------------|
| 4 | ○策定委員会設置要領、検討委員会設置要綱の作成、検討委員の選定 ○教育委員会各課協議、調整 | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | ○第1回検討委員会・作業部会合同会議 ・担当者の決定 ・振興計画の基本的な考え方 | | ○定例会へ報告 ・策定方針案 | |
| 7 | ○第2回作業部会 ・第2期計画の検証と課題把握 ・骨子案の検討 ○第2回検討委員会 ・第2期計画の検証と課題把握 ・骨子案の検討 | ○第1回策定委員会 ・委嘱状交付 ・策定方針(案) ・骨子案について | | |
| 8 | ○第3回作業部会 ・計画素案について ・数値目標等について | | | |
| 9 | ○第4回作業部会 ・計画素案について ・数値目標等について | | ○定例会報告 ・骨子案 ・数値目標 | |
| 10 | ○第5回作業部会 ・計画素案について ○第3回検討委員会 ・計画素案について | ○第2回策定委員会 ・計画素案について | ○定例会報告 ・計画素案 | |
| 11 | ○第6回作業部会 ・第2回策定委員会の意見の反映について | | | ○議員説明会 (12月議会) |
| 12 | ○第4回検討委員会 ・議会説明会の意見の反映について | | ○定例会報告 | } ○パブリックコメント実施 |
| 1 | | | | |
| 2 | ○第5回検討委員会 ・パブリックコメントの意見について ・計画案について | ○第3回策定委員会 ・計画案について | ○定例会報告 | |
| 3 | | | ○定例会議決 | ○ホームページに公開 |
| 4 | 鹿屋市第3期教育振興基本計画のスタート | | | |